



庄内赤川

S H O N A I - A K A G A W A

第27号
広報

令和3年5月発行



国営赤川二期事業で造成された東3号幹線水路調整池

PICK
UP!

国営ICTモデル事業について (13ページ)

CONTENTS ◆主な内容

2P ごあいさつ

3P 広報発行によせて

5P 第17回通常総代会

6P 令和3年度の予算と主な事業

8P 令和3年度 賦課金及び賦課徴収方法

10P 新総代・新役員名簿

12P 国営赤川二期農業水利事業について

13P 令和3年度事務局体制 ほか



■ 受益面積 / 11,300.75ha
■ 組合員数 / 4,573人

理事長あいさつ



ごあいさつ

庄内赤川土地改良区

理事長

本間松弥

新年度の広報発行にあたり一言ご挨拶申し上げます。組合員の皆様はじめ関係皆様からは、日頃より当改良区の業務運営並びに事業推進に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り心より御礼申し上げます。

当改良区においては、去る2月に第5回総代選挙が執行され、新たに60名の総代が選出されました。また、3月の役員選挙では新たな理事、監事が選出され、互選会において不肖ながら私が理事長に再任されました。今後はこれまで以上に執行部はもとより役職員が一丸となって、健全な運営と土地改良事業の更なる推進のため、その重責をしっかりと認識し身を引き締めて臨む所存でありますので、なお一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。

さて、令和2年度を振り返ってみますと、まさに、新型コロナウイルスという目に見えない脅威に翻弄された一年でありました。世界中が感染のリスクに直面し、日常生活において多くの不自由を余儀なくされ、また、緊急事態宣言による経済活動の停滞により、我々が関わる農業の世界にも大きな影を落としています。いまだに先が見通せない状況にあるわけですが、一日も早く、以前のようない日常に近づくことを願うばかりであります。

管内における事業に関しましては、平成22年に



赤川より望む残雪の母狩山系

着工しました「国営赤川二期農業水利事業」が、令和3年度をもって、いよいよ完了を迎えることとなります。足掛け12年に及ぶ一大事業でありましたが、組合員の皆様はじめ、関係各所からの多くのご支援、ご協力、そして赤川農業水利事業所長をはじめとする職員皆様のご尽力により、無事完了を迎える運びとなりますことに、衷心より厚く感謝申し上げます。また、農地整備事業をはじめとする各種事業につきましても、順次、事業採択が決定し、毎年のように新しい事業がスタートしております。今後も、事業推進の流れを継続させるため、事業予算の確保をはじめ、国、県、関係機関との連携に最大限の努力を続けて参る所存でありますので、組合員の皆様からも引き続きのご支援ご協力をお願い申し上げます。

末筆ながら、このコロナ禍における多くの混乱を乗り越えた先には、新たな景色が開け、再び活力ある社会を取り戻すと同時に、農業をはじめとする産業の復興において、土地改良が果たす役割は益々重要になっていくものと信じ、これからも地域農業の持続的発展と農村の振興に貢献すべく、組合員の負託に応えていくことを約束しながら、今年一年の無事故無災害と豊穰の秋を迎えられますことをご祈念申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

旧中川堰と桜並木(馬渡)



広報発行によせて



新たな土地改良長期計画 ～着任に当たって～

東北農政局赤川農業水利事業所
所長
神馬 勇雄様



庄内赤川土地改良区の組合員の皆様におかれましては、日頃より国営赤川二期農業水利事業の推進につきまして、多大なご理解とご協力を賜り心より御礼申し上げます。私は、この4月から赤川農業水利事業所長として赴任して参りました。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

私事ではありますが、南陽市生まれで、学生時代は鶴岡市（山形大学農学部）で過ごしました。樹園地（りんご）の土壌水分等の観測のために高坂にある大学付属農場に毎日バイクで通ったこと、大学から羽黒橋付近の赤川沿いまでの往復を水準測量したこと、地吹雪などの厳しさ冬の気候の洗礼を受けながらバイトに向かったこと、割烹、屋台などで夜遅くまで飲んでいたことなど、とても懐かしく思い出されます。30数年ぶりに、月山道を経て満々と水をたたえる月山ダムや赤川頭首工を眺めながら鶴岡を訪れてみて、道路や町並みが大きく変わっていることに驚くとともに、赤川沿いの桜並木や残雪をまとう山並み、鶴岡公園などの景観のすばらしさに感動したところです。

さて、本年3月23日、新たな『土地改良長期計画』（計画期間：R3～R7）が閣議決定されました。この中では、最近の農業・農村を取り巻く情勢を踏まえて、①産業施策、②地域施策、③両政策を支えるの3つの視点から、農業・農村が目指すべき姿と土地改良事業の今後の方向性が示されています。①産業施策の視点からは、「生産基盤の強化による農業の成長産業化」を課題に据え、担い手への農地の集積・集約化やスマート農業の推進による生産コストの削減や、水田の汎用化や畑地化による高収益作物への転換や産地形成を通じた産地収益力の強化を図ることとしています。②地域施策の視点からは、「多様な人が住み続けられる農村の振興」を課題に据え、中山間地域等の地域の特色を活かした基盤整備や農業用水を

活用した小水力発電等の導入、農業・農村を支える土地改良区等の多様な人材の参画による組織運営体制の強化に取り組むこととしています。更に、昨年7月豪雨により県内でも多くの被害が発生しましたが、災害の頻発化・激甚化に備えるため、③「農業・農村の強靱化」に向けて、農業水利施設の耐震対策、排水機場の整備・改修、防災重点農業用ため池の防災対策、これに加えて、河川流域のあらゆる関係者が協働して進める“流域治水”の一環として、既存ダムの洪水防止機能の強化や田んぼダムに取り組むこととしています。

このような大きな施策の流れのなかで、国営赤川二期事業では、地域内の農業用水の安定供給と施設の維持管理費の軽減を図るため、赤川頭首工や幹線用水路の改修や赤川揚水機場を廃止して赤川頭首工に合口する用水再編を行うとともに、西1号幹線用水路の落差を利用した「赤川地区小水力発電所」（H29年7月～運転開始）、赤川頭首工や主要な分水路における通水状況の監視と通水量制御の遠隔化を可能とする水管理施設「赤川用水管理センター」（H31年4月～運用開始）を新たに導入し、施設の維持管理費の一層の軽減を図っております。また、栄第4揚水機場エリアでは水田に自動給水栓を設置し、スマートフォン等から揚水機場と連携した配水制御が可能な「ICT水管理システム」をモデル的に整備（R2～3）しており、ほ場レベルでの水管理労力の低減を目指しております。国営二期事業については、これまでの土地改良区を始め関係自治体等のご支援とご協力によりまして、今年度末をもって事業完了する予定となっております。事業完了後に組合員の皆様から良い事業であったと言っただけのよう、なお一層、職員一同取り組んでいく所存です。引き続き皆様のご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

広報発行によせて

コロナ禍における
農業農村整備の推進

山形県庄内総合支庁 産業経済部
次長(兼) 農村計画課長
足達 雅 一様



県営ストックマネジメント事業で改修された本田分水工

庄内赤川土地改良区の組合員の皆様におかれましては、日頃から本県の農業農村整備事業の推進につきまして多大な御理解と御協力を賜り、心より御礼申し上げます。このたび庄内総合支庁産業経済部次長(兼)農村計画課長として着任いたしました足達雅一と申します。出身が庄内町余目です。新採から5年間は、赤川土地改良事務所、最上川右岸土地改良事務所に勤務し、それ以降、庄内を長く離れておりました。こちらに戻るのには実に29年ぶりであります。赤川土地改良事務所勤務時代は、青龍寺川土地改良区及び八沢川土地改良区職員の方々に大変お世話になりました。

さて今年、積雪が平年より多かった割には融雪が早くからはじまり、春先から暖かな陽気に恵まれ、農業にとっては順調な滑り出しと感じておりましたが、県内の社会状況をみますと、3月中旬以降、新型コロナウイルスの新規感染者が急激に増加し、ここ庄内地域でも4月中旬以降クラスターが発生するなど、緊張が高まっています。ワクチン接種への期待も大きいわけですが、しばらくは、基本的な感染予防対策を徹底しながら事業を推進しなければなりません。年度当初、知事からは、県民の皆さんの命と生活を守るため、コロナ終息後の地域経済再生に向けて、しっかり取り組むよう職員に指示があったところです。

新型コロナウイルスの農業への影響は、取引先の減少や資金不足、離農不安など、少なからず出てきていると認識しております。私たちが取り組む農業農村整備事業については、農業経済の基盤をなす重要事業です。生産基盤の整備なくして農業経済の再興なしと思っています。新型コロナウイルス終息後の将来をしっかりと見据え、さらなる生産コストの削減、営農の省力化、担い手の確保を実現するため、着実に事業の進捗を図ることが、今、私たちに課せられた最大の責務だと

考えています。今年3月、新たな県づくりの指針となる第4次山形県総合発展計画に掲げた農林水産分野の施策の方向を踏まえ、第4次農林水産業元気創造戦略が策定されました。その中では、農地の大区画化や用排水路の管路化、老朽化が進む農業水利施設の長寿命化や防災重点農業用ため池の強靱化、さらに中山間地域の農地等の利用・保全に向けた地域づくり支援など、本県農業農村が直面する課題についての具体的な実行計画が示されています。現在、県農林水産部・各総合支庁を挙げて動き出しているところです。

令和3年度農業農村整備事業関係予算については、全国で6千3百億円が確保され、本県では前年度のTPP・国土強靱化補正予算を含めて3年連続で2百億円を超える予算を確保しました。また、庄内管内の予算については、前年度補正予算を含め79億円を確保したところです(対前年比144%)。

庄内赤川土地改良区管内の令和3年度農業農村整備事業については、黄金2期地区県営かんがい排水事業、渡前地区基幹水利施設ストックマネジメント事業、岡山地区及び宝谷地区水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業、庄内赤川3地区農業水路等長寿命化・防災減災事業、庄内赤川2地区基盤整備促進事業を新規採択し、継続地区と合わせて2億5千8百万円の予算を要望どおり確保することができました。この予算を着実に実施し、庄内赤川土地改良区管内の農業振興と農村活性化につなげてまいりたいと思いますので、引き続き、事業の実施にあたりましては、皆様の御協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

第17回通常総代会

令和3年3月12日、東京第一ホテル鶴岡に於いて総代選挙後初となる第17回通常総代会が開催されました。総代現総数60名中59名の出席のもと、議長に長谷川篤 総代（第9選挙区・中楯）、副議長に上野正彦 総代（第6選挙区・上藤島）を選出し、次の事項を慎重審議した結果、原案通り可決されました。

付議事項

承認第3号	専決処分の承認について
議第9号	定款の一部変更について
議第10号	定款附属書総代選挙規程の一部改正について
議第11号	定款附属書役員選挙規程の一部改正について
議第12号	規約の一部改正について
議第13号	地区除外等処理規程の一部改正について
議第14号	長期借入金（黄金地区）の増額について
議第15号	長期借入金（広野地区）の増額について
議第16号	令和2年度（特別会計）赤川地区小水力発電事業費第1回補正予算
議第17号	令和2年度（特別会計）赤川地区共同管理費第2回補正予算
議第18号	岡山地区県営土地改良事業の実施について
議第19号	宝谷地区県営土地改良事業の実施について
議第20号	県営渡前地区水利施設整備事業の施行申請について
議第21号	土地改良施設維持管理適正化事業資金の拠出について
議第22号	長期借入金（黄金地区）について
議第23号	長期借入金（広野地区）について
議第24号	長期借入金（岡山地区）について
議第25号	長期借入金（宝谷地区）について
議第26号	令和3年度区費賦課徴収方法について
議第27号	令和3年度地区除外決済金について
議第28号	令和3年度一般会計収入支出予算について
議第29号	令和3年度（特別会計）赤川地区共同管理費収入支出予算について
議第30号	令和3年度（特別会計）赤川地区小水力発電事業費収入支出予算について
議第31号	令和3年度（特別会計）天保大川地区小水力発電事業費収入支出予算について
議第32号	事業費（個人）の一括繰上償還について
議第33号	指定金融機関等について
議第34号	役員（理事・監事）選挙について
議第35号	委員の選出について



右：議長 長谷川篤 総代（中楯）
左：副議長 上野正彦 総代（上藤島）



会議の様子



右：選挙管理者 伊藤俊昭 総代（藤沢）

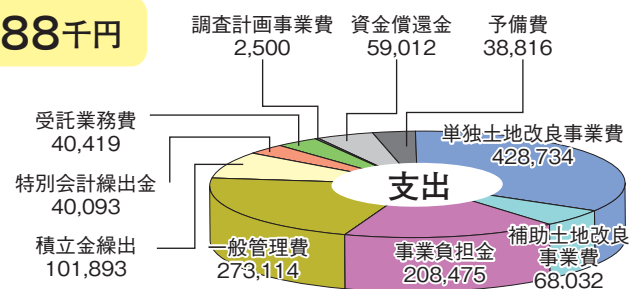
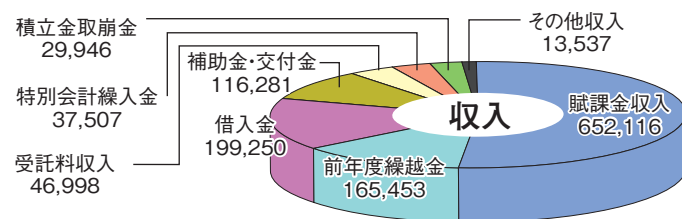
報告事項

監報告第2号 令和2年度第2回定例監査報告

令和3年度予算

一般会計（単位：千円）

収入支出予算額 1,261,088千円



特別会計

(単位：千円)

会計区分	予算額	会計区分	予算額
赤川地区共同管理費	106,442	天保大川地区小水力発電事業費	1,814
赤川地区小水力発電事業費	48,000	特別会計 3会計 合計	156,256

令和3年度の予算と主な事業

一般会計予算（旧会計区分）内訳書総括表

（単位：千円）

会計区分	予算額	会計区分	予算額
青龍寺川地区共通事業費	123,597	押切地区事業費	38,729
中川地区共通事業費	129,770	広野地区事業費	204,546
天保大川地区共通事業費	103,137	大泉地区維持管理事業費	9,063
八沢川地区共通事業費	105,138	東郷堰地区維持管理事業費	45,205
団体営土地改良事業費	303	県営たらのきだい地区圃場整備事業費	57,854
県営赤川圃場整備事業費	129,199	県営宝谷地区圃場整備事業費	13,437
鶴岡西部県営圃場整備事業費	136,728	県営岡山地区圃場整備事業費	17,740

一般会計予算 地区別の主な事業

青龍寺川共通地区

■維持管理費

- ・ 用水費（刈払費、浚渫費、工事費等） 19,505千円
- ・ 管理費（水利運営協議会交付金等） 6,043千円
- ・ 揚水機場費（電力料、賃金、工事費等） 6,806千円

■土地改良事業調査計画事業費

- ・ 農地整備事業調査計画事業費（井岡地区） 500千円

■適正化事業費

8,000千円

■受託業務費

- ・ 受託工事費
（沖堰・尾花排水機場管理業務、青龍寺川堤防草刈業務） 6,169千円

鶴岡西部地区（青龍寺川地区）

■工事費

- ・ 整備事業費 21,457千円

■維持管理費

- ・ 揚水機場費（電力料、賃金、修繕費等） 77,331千円

■農業基盤整備促進事業費（京田・栄地区）

5,000千円

■受託業務費

- ・ 農道管理業務受託工事費 5,173千円

大泉維持地区（青龍寺川地区）

■維持管理費

- ・ 維持管理費（刈払費、賃金、工事費等） 4,978千円

東郷維持地区（青龍寺川地区）

■維持管理費

- ・ 揚水機場費（電力料、賃金、修繕費等） 19,540千円
- ・ 水路費（刈払費、賃金、工事費等） 8,201千円

赤川県圃地区（青龍寺川地区）

■工事費

- ・ 整備工事費 15,000千円

■適正化事業費

6,500千円

■維持管理費

- ・ 用水費（刈払費、浚渫費、工事費等） 10,004千円
- ・ 排水費（刈払費、浚渫費、工事費等） 5,654千円
- ・ 揚水機場費（電力料、賃金、工事費等） 1,532千円

■受託業務費

- ・ 農道管理業務受託工事費 3,189千円

■事業負担金等

- ・ 水利施設等保全高度化事業地元負担金（黄金地区） 16,100千円

県営岡山地区（青龍寺川地区）

■受託事業費

- ・ 換地業務受託事業費 15,000千円

■事業負担金等

- ・ 農地整備事業地元分担金 6,800千円

団体営地区（青龍寺川地区）

- 維持管理費（八ツ興屋地区排水路浚渫作業等） 82千円



▲ 二丁堀排水機場（押切新田地内）



▲ 広野地区水路管路化の様子

中川共通地区

■維持管理費

- ・ 用水費 (刈払費、浚渫費、工事費等) 26,134千円
- ・ 排水費 (刈払費、浚渫費、工事費等) 6,871千円
- ・ 揚水機場費 (電力・水道料、賃金、修繕費等) 10,232千円
- ・ 管理費 (水利運営協議会交付金等) 9,604千円

■受託事業費

- ・ 二丁堀、二丁排水機場 4,220千円

■適正化事業費

6,500千円

■事業負担金等

- ・ 農村地域防災減災事業地元分担金 (京田川地区) 2,000千円

押切地区 (中川地区)

■維持管理費

- ・ 揚水機場費 (電力料、賃金、修繕費等) 21,919千円
- ・ 水路費 (刈払費、浚渫費、工事費等) 5,344千円

広野地区 (中川地区)

■工事費

- ・ 整備工事費 1,200千円

■事業負担金等

- ・ 農業水利施設保全合理化事業地元分担金 170,050千円

■維持管理費

- ・ 揚水機場費 (電力料、賃金、修繕費等) 611千円
- ・ 農道管理費 600千円
- ・ 水路費 (刈払費、浚渫費、工事費等) 11,897千円

県営赤川地区 (中川地区)

■工事費

- ・ 整備工事費 2,100千円

■適正化事業費

6,500千円

■維持管理費

- ・ 用水費 (工事費、浚渫費等) 13,619千円
- ・ 排水費 (刈払費、浚渫費、工事費等) 12,399千円
- ・ 揚水機場費 (電力料、賃金、工事費等) 6,304千円

■農業基盤整備促進事業費

3,000千円

■受託業務費

- ・ 農道管理業務受託工事費 2,108千円

■水利施設等整備事業地元負担金

610千円

天保大川共通地区

■工事費

- ・ 整備工事費 (施設整備小規模工事費等) 18,700千円

■受託業務費

- ・ 農道管理業務受託工事費 2,717千円

■維持管理費

- ・ 用水費 (刈払費、浚渫費、工事費等) 15,055千円
- ・ 排水費 (刈払費、浚渫費、工事費等) 4,571千円
- ・ 揚水機場費 (電力料、賃金、工事費等) 5,295千円
- ・ 管理費 (水利運営協議会交付金等) 5,087千円

■適正化事業費

5,000千円

■農業用水路等長寿命化・防災減災事業

7,000千円

県営たらのきだい地区 (天保大川地区)

■借入金返済支出

- ・ 資金償還金支出 56,300千円

■管理費諸費

1,400千円

県営宝谷地区 (天保大川地区)

■受託業務費支出

- ・ 換地業務受託事業費 6,451千円

■事業負担金等

- ・ 農地整備事業地元分担金 6,500千円

八沢川共通地区

■維持管理費

- ・ 用水費 (刈払費、浚渫費、修繕費等) 12,521千円
- ・ ため池費 (賃金、刈払費、修繕費等) 1,806千円
- ・ 管理費 (水利運営協議会交付金等) 3,098千円
- ・ 揚水機場費 (電力料、賃金、修繕費等) 33,036千円
- ・ 排水費 (刈払費、修繕費等) 54千円

■適正化事業費

3,500千円

■農地整備事業調査計画事業費 (中楯地区)

2,000千円

■受託業務費

- ・ 農道管理業務受託費 2,282千円

■農業用水路等長寿命化・防災減災事業費

10,000千円

特別会計予算 主な事業

赤川地区共同管理費

■維持管理事業費

- ◎ 利水費 39,981千円
 - ・ 赤川頭首工費 26,819千円
 - ・ 西1号幹線水路費 10,016千円
 - ・ 東1号幹線水路費 1,045千円
 - ・ 大鳥ダム及び熊出堰頭首工費 851千円
 - ・ 成沢川排水路費 1,250千円
- ◎ 水源涵養林費 2,389千円
- ◎ 管理費 2,924千円

赤川地区小水力発電事業費

■施設維持管理費

8,712千円

天保大川地区小水力発電事業費

■施設維持管理費

1,062千円

令和3年度 賦課金及び賦課徴収方法

- 賦課期日：令和3年4月1日現在の土地原簿記載地積により賦課
- 徴収期限：(第1期) 令和3年5月31日・(第2期) 令和3年10月31日
- 納付場所：JA鶴岡、JA庄内たがわ、JA庄内みどり、JAそでうらの各本支所・支店、庄内銀行本支店・出張所、山形銀行・きらやか銀行の各支店、鶴岡信用金庫本支店、当土地改良区事務所
- 口座振替日：第1期 5月31日(月)・第2期 11月1日(月)

※事前に口座残高の確認をお願いします。なお、令和2年度より口座振替賦課金領収書については発行しておりません。

事業コード	事業名	1000㎡当 賦課金(円)	前年度比 (円)	賦課割合	
				第1期	第2期
全地区					
0101	経常賦課金 (運営事務費)	600	-	50%	50%
青龍寺川地区					
0201	青龍寺川地区共通事業費 (維持管理費)	1,400	-	50%	50%
0202	〃 (赤川管理費)	520	-		
0211	〃 (事業調査費・井岡地区)	500	-		
0222	〃 (事業費・岡山地区)	3,000	△ 2,000		
1201	県営赤川圃場整備事業費 (維持管理費・青龍寺川地区)	1,980	-	30%	70%
1233	〃 (事業費・黄金地区【A】)	250	-	0%	100%
1234	〃 (事業費・黄金地区【B】)	250	-		
1301	鶴岡西部圃場整備事業費 (維持管理費・第3事業区・湯田川【A】)	4,900	-	30%	70%
1302	〃 (維持管理費・第3事業区・湯田川【B】)	1,400	-		
1321	〃 (維持管理費・第6事業区・京田、栄)	5,000	-		
1322	〃 (維持管理費・第4事業区・大泉)	4,800	-		
1601	大泉地区維持管理事業費 (共同地区)	400	-	50%	50%
1602	〃 (岡山地区)	530	-		
1603	〃 (安丹地区)	100	-		
1701	東郷堰地区維持管理事業費 (維持管理費・東郷堰地区)	4,450	-	50%	50%
1702	〃 (維持管理費・門前単独地区)	6,000	-		
1703	〃 (維持管理費・尾花開田地区)	7,900	-		
1704	〃 (維持管理費・成田開田地区)	800	-		
1721	〃 (事業償還費・門前地区基盤整備)	4,400	-		
中川地区					
0301	中川地区共通事業費 (維持管理費)	2,180	100	50%	50%
0302	〃 (赤川管理費)	520	-		
1211	県営赤川圃場整備事業費 (維持管理費・第5-1事業区)	1,550	-	30%	70%
1212	〃 (維持管理費・第5-2事業区)	4,200	-		
1401	押切地区事業費 (維持管理費・共通地区)	1,200	-	40%	60%
1402	〃 (維持管理費・第6事業区)	3,300	-		
1403	〃 (事業費・第6事業区)	200	-		
1404	〃 (維持管理費・落合地区)	9,760	-		
1501	広野地区事業費 (維持管理費・共通地区)	2,400	-	50%	50%
1503	〃 (維持管理費・昭和地区)	4,950	-	60%	40%
1511	〃 (事業費・事業地区)	300	-	50%	50%
天保大川地区					
0401	天保大川地区共通事業費 (維持管理費)	5,700	650	50%	50%
0402	〃 (赤川管理費)	200	-		
0421	〃 (事業費・宝谷地区)	2,000	-		
八沢川地区					
0501	八沢川地区共通事業費 (維持管理費・共通地区)	1,600	-	50%	50%
0511	〃 (維持管理費・田川地区)	2,200	-		
0512	〃 (維持管理費・上郷地区)	3,000	-		
0513	〃 (維持管理費・大山地区)	3,000	-		
0514	〃 (維持管理費・馬町地区)	3,500	-		
0515	〃 (事業調査費・中楯地区)	5,000	-		

賦課金の納付について

■ 賦課金納付のおねがい

土地改良区は組合員の皆様からの賦課金により運営されております。適正な業務運営及び土地改良事業等を実施する上で必要な経費ですので、**必ず期限内の納付**をお願いいたします。賦課金に関する相談・問い合わせは総務課賦課徴収係までご連絡ください。

※納期限まで納付されないと…

- ・年7.3%の延滞利息の加算
(納期限後1ヶ月以内は、3.65%)
- ・督促状発行手数料[過怠金]の加算 (1期1人当り300円)

■ 賦課金の納付は口座振替のほかコンビニエンスストア等でも可能です

口座振替

- JA鶴岡 ●JA庄内たがわ
- JA庄内みどり ●JAそでうら
- 庄内銀行 ●山形銀行
- 鶴岡信用金庫

※口座振替の手続きは、本区または各JA窓口をお願いいたします。

コンビニエンスストア

- セブンイレブン ●ローソン ●ファミリーマート ●デイリーヤマザキ 他

MMK設置店 (一部店舗は取扱なし)

- New Days ●イオン ●ウエルシア ●ツルハドラッグ ●セイムス 他

※専用の払込取扱伝票を発行いたしますので、本区総務課賦課徴収係までご連絡ください。

組合員資格変更の届出について

賦課金は**毎年4月1日現在**の土地原簿を基準に賦課されます。期限までに届出がない場合、前組合員（前耕作者や所有者）に賦課されますので、その際は新しい耕作者と当事者間での精算が必要となります。

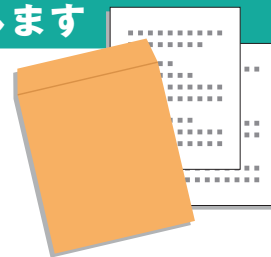
滞納賦課金は新組合員に承継されます

滞納賦課金のある農地が賃貸借・売買等により組合員が代わる場合、土地改良法の規定により新たな組合員が滞納賦課金を継承し納付しなければなりません。賃貸借・売買等の契約の前に滞納賦課金の有無をご確認ください。

また、滞納賦課金のある農地は中間管理機構を通して貸付希望を申請しても、内部審査により取下げとなる場合がありますのでご注意ください。

とくそう 組合員資格得喪通知書の提出にご協力をお願いします

1. 農地の賃貸借契約および解約、売買等のとき
2. 組合員が亡くなられたとき
3. 経営移譲をされたとき
4. 住所・電話番号・口座に変更があったとき



注意

農地の権利関係に異動【耕作者・所有者の変更等】があった場合には、関係者双方の連名による届け出が農業委員会や農協への手続きだけでなく、土地改良区へも必要となっております。また、農協受委託や農地中間管理事業についても本人申請による届出が原則となっておりますので、受委託が確定しましたら早めに本区まで届出をしてください。

※賃貸借契約の期間満了による解約についても届出が必要ですのでご注意ください！

新 総 代 名 簿

庄内赤川土地改良区総代の任期満了（令和3年3月6日）に伴う選挙が2月22日当土地改良区総代選挙規程に基づき行われ、次の方々が無投票で選出されました。

（任期：令和3年3月7日～令和7年3月6日）

第1選挙区	黒川南	春日山	五十嵐 重一
		小在家	小林 博
		漆原	清和 誠一
	黒川東	たらのき代	成田 仙一
		馬渡	菅原 晋吾
	羽黒朝日	後田	齋藤 稔
第2選挙区	山添	松根	鈴木 聡
		桂荒俣	井上 亨
		東荒屋	黒井 邦光
		西荒屋	佐久間 潤
		丸岡	前田 藤一
第3選挙区	鶴岡南	下山添	上野 泰司
		八ツ興屋	三浦 克巳
		我老林	渡部 啓
		新海町	斎藤 正智
		民田	山口 等一
		文下	五十嵐 博明
第4選挙区	大泉	谷定	阿部 晃士
		井岡	吉住 興一
		清水新田	白幡 信夫
		大淀川	佐藤 優
		藤沢	伊藤 俊昭
		白山	阿部 秀一
	鶴岡北	矢馳	佐藤 秀二
		覚岸寺	佐藤 一永
		林崎	佐藤 俊
		播磨	今野 隆一
		湯野沢	上野 吉弥
本田	株式会社アシスト代表取締役 工藤 祐治		
中野京田	佐藤 司		

第5選挙区	東郷	神花	佐藤 英之
		青山	佐藤 裕一
		猪子	鈴木 重行
		成田新田	成澤 一廣
第6選挙区	広瀬	後田	諏訪部 清
		細谷	庄司 茂宏
	渡前	荒俣	小野寺 幸弥
		大半田	佐藤 浩幸
		新屋敷	百瀬 光哉
第7選挙区	横山	上藤島	上野 正彦
		渡前	齋藤 耕紀
		助川	齋藤 信義
	押切	小尺	菅原 正喜
		横川	梅津 克仁
		横山	丸岡 智
第8選挙区	広野	横山	阿部 博義
		押切新田	加藤 昌嗣
	袖浦	土口	五十嵐 優之
		福岡	斎藤 敬
第9選挙区	田川・上郷	下通	大井 利幸
		上通	黒田 英夫
		黒森	佐藤 直幸
	大山・馬町	十里塚	高橋 松弥
		関根	長谷川 幸吉
		水沢	長谷川 満
		大広	五十嵐 匡
		中楯	長谷川 篤
大山	佐藤 健		
馬町	(有)馬町さくらファーム代表 太田 篤		
下小中	長谷川 長吉		

新 役 員 名 簿

庄内赤川土地改良区役員の任期満了（令和3年3月31日）に伴う選挙が令和3年3月12日の第17回通常総代会において行われ、次の方々が選出されました。

（任期：令和3年4月1日～令和7年3月31日）

議席番号	区 分	事務担当	氏名	地 区	議席番号	区 分	事務担当	氏名	地 区
16	理 事 長	-	本 間 松 弥	菱 津	9	理 事	総 務	菅 原 光 弥	伊勢横内
15	副理事長	会 計	高 橋 好 博	和 名 川	10	理 事	○総 務	大 瀧 敦	青 龍 寺
1	筆頭理事	◎総 務	澁 谷 克 正	広 野	11	理 事	○工 務 第 二	大 滝 秀 樹	東 沼
2	理 事	◎工 務 第 二	佐 藤 満 義	石野新田	12	理 事	工 務 第 一	佐 藤 泉 三	熊 出
3	理 事	工 務 第 二	成 田 光 雄	押切新田	13	理 事	工 務 第 二	菅 原 一 夫	田 代
4	理 事	◎賦 課 徴 収	志 田 敏 朗	横 内	14	理 事	工 務 第 一	佐 藤 晃	中 清 水
5	理 事	◎工 務 第 一	難 波 尚	西 目	1	総括監事	-	小 林 隆	浜 中
6	理 事	○工 務 第 一	五十嵐 憲 一	豊 田	2	監 事	-	青 柳 成	小真木原
7	理 事	○賦 課 徴 収	五十嵐 久	越 中 山	3	監 事	-	金 野 匡 良	猪俣新田
8	理 事	賦 課 徴 収	三 浦 浩 司	平 田	4	監 事	-	農事組合法人いーぐる 代表理事 打田 啓市	馬 町

◎：部会長 ○：副部会長



上段左から：佐藤晃・菅原一夫・佐藤泉三・大瀧敦・三浦浩司・菅原光弥・大滝秀樹・青柳成・今野匡良・打田啓市 右上：成田光雄
下段左から：五十嵐憲一・志田敏朗・小林隆・高橋好博・本間松弥・澁谷克正・佐藤満義・難波尚・五十嵐久

表 彰

長い間ご尽力いただき誠にありがとうございました

★功勞表彰【役員】

- ◆ 前 理 事 今野 清治氏（理事・総代 通算16年）
- ◆ 前 理 事 菅原 智氏（筆頭理事・総代 通算16年）
- ◆ 前 理 事 佐藤 一真氏（理事・総代 通算16年）
- ◆ 前総括監事 宮野 宏氏（総括監事・総代 通算12年）
- ◆ 前 監 事 渡部 賢一氏（監事・総代 通算12年）
- ◆ 前 監 事 五十嵐武光氏（監事・総代 通算16年）
- ◆ 前 監 事 上野 芳彦氏（監事・総代 通算12年）

★功勞表彰【総代】

- ◆ 遠藤 武氏（16年）
- ◆ 佐藤 与一氏（16年）
- ◆ 佐久間修次氏（12年）
- ◆ 石井 長良氏（12年）
- ◆ 斎藤 紀生氏（8年）
- ◆ 加藤 博之氏（8年）
- ◆ 小池 和幸氏（16年）
- ◆ 丸山 敬房氏（12年）
- ◆ 伊藤 隆氏（12年）
- ◆ 五十嵐 悟氏（8年）
- ◆ 五十嵐隆徳氏（8年）
- ◆ 菅澤 源氏（8年）

★永年勤続表彰【施設管理人】

- ◆ 佐藤 均氏（赤川頭首工除塵 勤続17年）
- ◆ 佐藤 政男氏（東郷堰第1揚水機場 外3施設 勤続15年）
- ◆ 三浦 芳照氏（松尾・細谷除塵機 勤続14年）
- ◆ 前野 勝好氏（東郷堰第1揚水機場 外3施設 勤続12年）
- ◆ 菅澤 源氏（水沢堰 勤続10年）

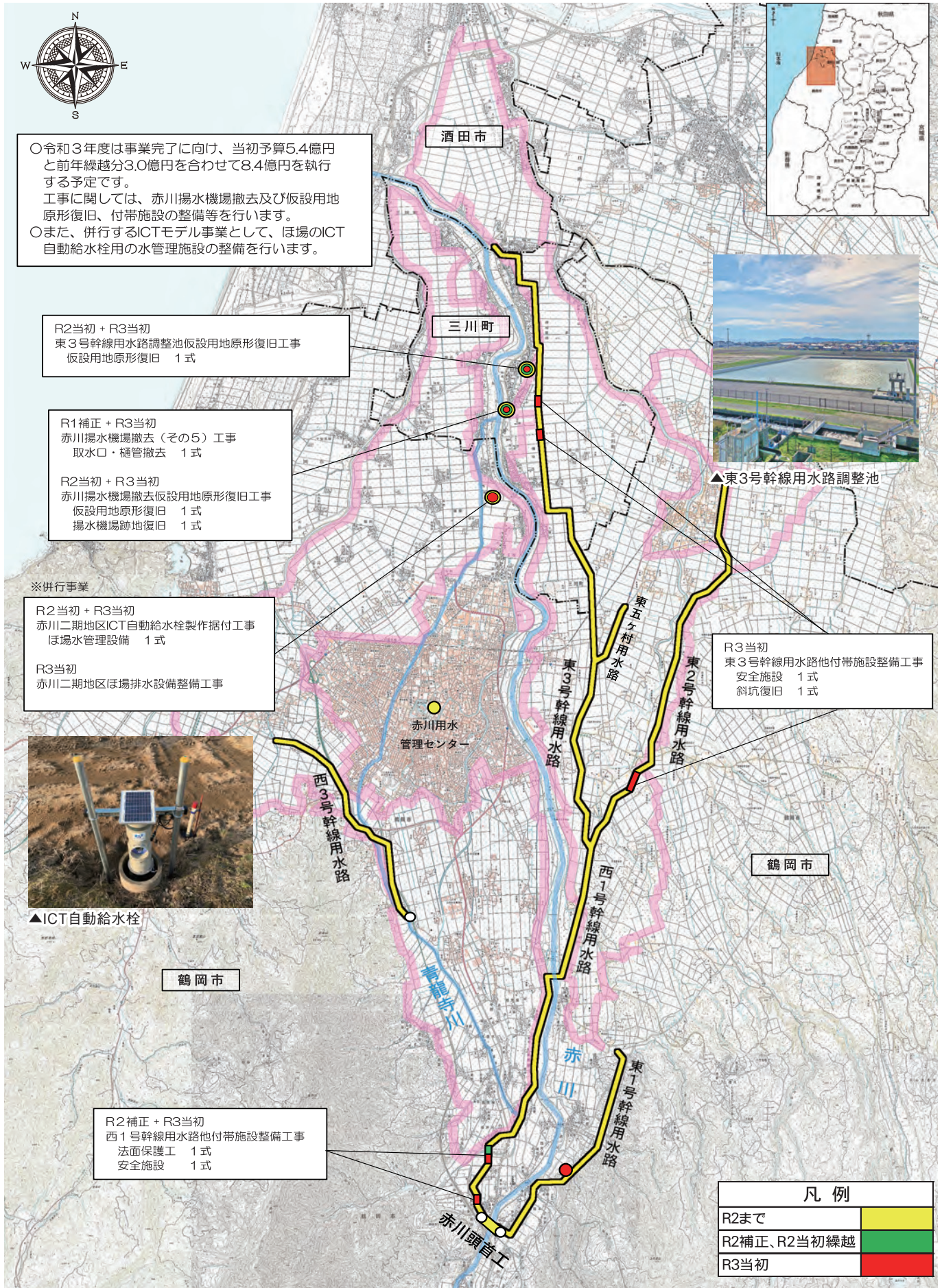


◀ 表彰役員の方々

お悔やみ

去る1月3日、本区の土地改良事業に貢献されました元総代 齋藤 一男氏（享年72歳）がご逝去されました。謹んでお悔み申し上げますとともに、心からのご冥福をお祈りいたします。

国営赤川二期農業水利事業 令和3年度実施予定箇所



国営ICTモデル事業 赤川二期地区について

鶴岡市湯野沢地内パイプ灌漑地区では、国営モデル事業としてICT（情報通信技術）自動給水制御システムの試験運用を実施しています。管内圃場115ヶ所に設置予定の自動給水栓は、送水ポンプ場の栄第4揚水機場とシステム連動し、スマートフォン・PC等から遠隔監視・管理・操作を行うことができます。

自動給水栓には水位センサーが付属しているため、現地にいなくとも圃場水位が把握でき、水位設定をしておけば水位低下時には自動給水して一定水位を維持してくれます。各圃場の水位は随時記録され、グラフとして推移を見ることも可能です。

これまでは打ち合わせして手動管理していた番水も、グループ設定により自動でブロックごとの掛水制御をすることが可能となります。揚水機場についても遠方から起動・停止でき、圃場の水需要に合わせて送水量が自動制御されます。揚水機場と自動給水栓の連動は新しい試みとなるため、効果実証調査も併せて行われます。

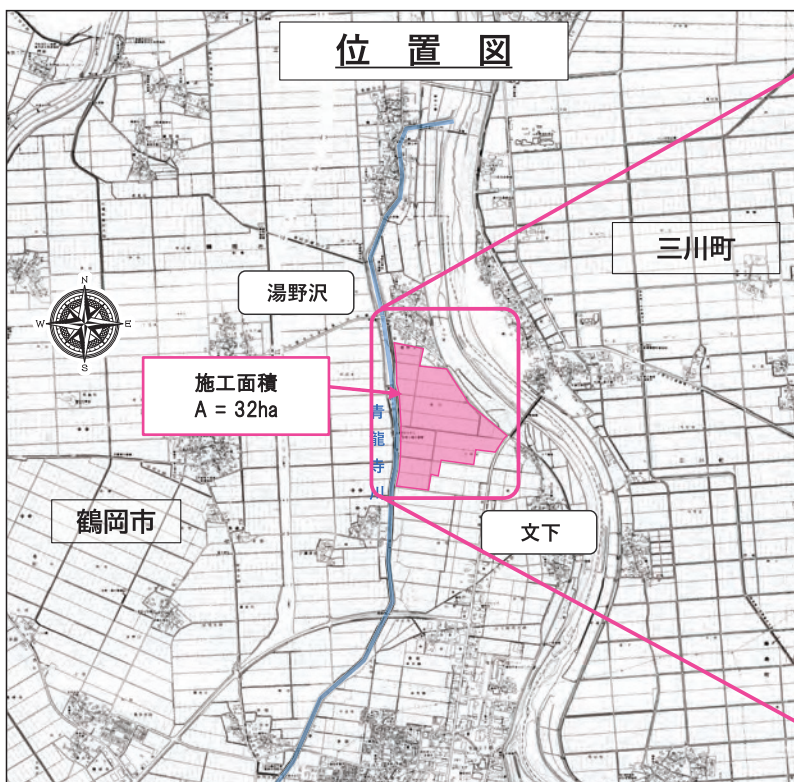
ポンプ自動制御による起動・停止



揚水機場と連動、情報を連携



◀ 現地での自動給水システム説明の様子



農地転用と地区除外決済金について

■農地転用について

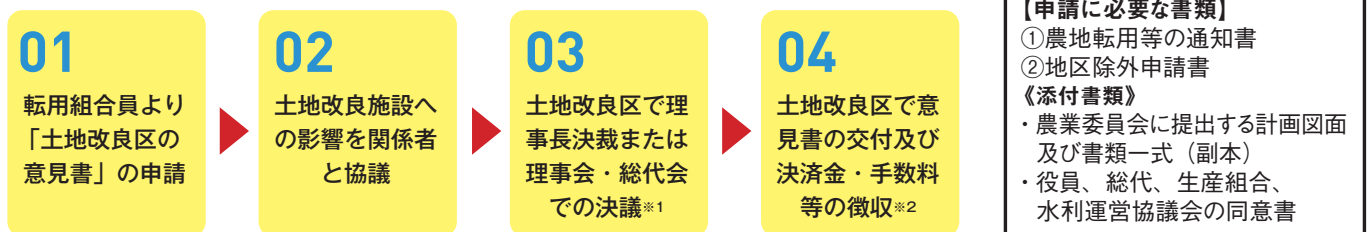
農地転用とは、農地を農地以外の用途に転換することです。農地転用をする場合は農地法による許可が必要となりますので、あらかじめ各市町村の農業委員会に相談のうえ、正規の手続きを行うようにしてください。

■農地転用の申請について【土地改良区での手続き】

農業委員会に農地転用許可申請を行う際、【土地改良区の意見書】の添付を命じられます。

【土地改良区の意見書】の交付は下記の流れに沿って行われますので、時間に余裕を持った申請をお願いします。

「土地改良区の意見書」の申請から交付までの流れ



※1 転用面積により1週間～最大で6ヶ月かかる場合があります。 ※2 手数料等は、転用面積により異なりますので総務課賦課徴収係までお問い合わせください。

■決済金について

農地転用により土地改良区の受益農地が減少しても、土地改良施設（用排水路等）の維持管理費は減少しません。そのため、他の組合員の負担にならないよう、地区除外処理規程第6条の決済金算定基準により納めて頂くものが決済金です。土地改良法第42条第2項の規定により、農地転用する農地につき、権利義務について必要な決済（決済金による精算）をしなければならないことになっています。

◇必要な決済（決済金による精算）の対象範囲について…

土地改良事業計画又は施行する国・県営事業等の負担金(分担金)・借入償還残元金、未納賦課金等



土地改良施設の維持管理費



農地が公共事業用地（河川、道路、学校等公共施設）として買収される場合も同様ですのでご注意ください。

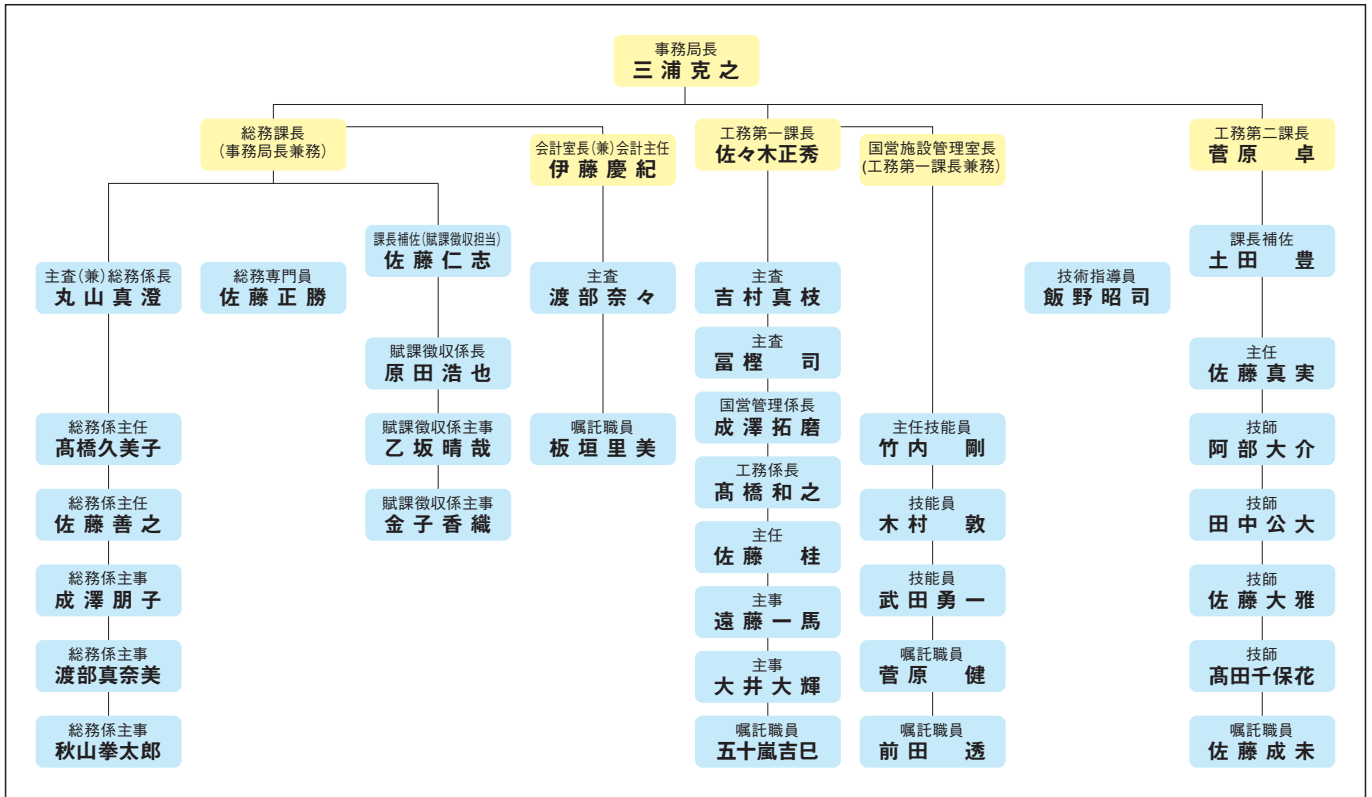
なお、決済金も賦課金と同様に所得税の確定申告の際に土地改良費として計上できます。

○令和3年度決済金一覧


対象地区	決済金の区分	1,000㎡当 決済金(円)	対象地区	決済金の区分	1,000㎡当 決済金(円)
全地区	運営事務費	18,000	中川地区		
青龍寺川地区			赤川県圃 ・第5-1事業区	維持管理費	46,500
青龍寺川地区共通	維持管理費	42,000	〃 ・第5-2事業区		126,000
〃	赤川管理費	15,600	押 切 ・共通地区		36,000
赤川県圃 ・青龍寺川地区	維持管理費	59,400	〃 ・第6事業区	維持管理費	99,000
〃 ・黄金地区	事業償還費	6,058	〃 ・落合地区		292,800
鶴西県圃 ・第3事業区(湯田川【A】)	維持管理費	147,000	広 野 ・共通地区	維持管理費	72,000
〃 ・第3事業区(湯田川【B】)		42,000	〃 ・昭和地区		148,500
〃 ・第6事業区(京田・栄)		150,000	〃 ・事業地区	事業償還費	102,950
〃 ・第4事業区(大泉)		144,000	天保大川地区		
大泉維持 ・共同地区	維持管理費	12,000	天保大川地区共通	維持管理費	171,000
〃 ・岡山地区		15,900	〃	赤川管理費	6,000
〃 ・安丹地区		3,000	たらのきだい圃場地区	事業償還費	242,670
東郷維持 ・東郷堰地区	維持管理費	133,500	八沢川地区		
〃 ・門前単独地区		180,000	八沢川維持 ・共通地区		48,000
〃 ・尾花開田地区		237,000	〃 ・田川地区	維持管理費	66,000
〃 ・成田開田地区		24,000	〃 ・上郷地区		90,000
〃 ・門前地区基盤整備地区		事業償還費	4,250		〃 ・大山地区
			〃 ・馬町地区		105,000
中川地区					
中川地区共通	維持管理費	65,400			
〃	赤川管理費	15,600			

令和3年度事務局体制

事務局組織機構 (2021.5月現在)




■ 新人職員紹介



あきやまけんたろう
秋山拳太郎
総務課総務係 所属

至らない点もあるかと思いますが、早く業務に慣れるよう頑張ります。



かねこかおり
金子香織
総務課賦課徴収係 所属

より早く業務を覚えるため、皆様との会話を大切にしながら仕事に臨みます。

■ 業務内容

総務課 総務係 ☎(0235) 22-2135	<ul style="list-style-type: none"> ● 予算編成に関すること ● 事務所管理に関すること ● 人事に関すること ● 定款、規約等の改廃に関すること ほか
総務課 賦課徴収係 ☎(0235) 22-5079	<ul style="list-style-type: none"> ● 賦課徴収に関すること ● 滞納整理に関すること ● 農地の異動に関すること ● 農地転用に関すること ほか
会計室 ☎(0235) 22-5079	<ul style="list-style-type: none"> ● 会計・出納業務に関すること ● 決算及び財務状況に関すること ● 消費税等に関すること ほか

工務第一課 ☎(0235) 22-2477	青龍寺川地区 八沢川地区
国営施設管理室 (赤川頭首工) ☎(0235) 53-2414	赤川地区 共同管理
工務第二課 ☎(0235) 22-2488	中川地区 天保大川地区
<ul style="list-style-type: none"> ● かんがい用水取水及び調整 ● 洪水被害対策及び復旧対策 ● 各種土地改良事業に関すること ● 土地改良財産の他目的使用に関すること ほか ● 水利運営協議会に関すること ● 国営事業関連の調整に関すること ● 小水力発電事業に関すること 	

FAX : 0235-22-2185 (総務課・会計室共通)
E-mail : info@shonaiakagawa.jp

FAX : 0235-22-2434 (工務課共通)
E-mail : koumu@shonaiakagawa.jp

お知らせ

赤川頭首工において、河川法により営農用として許可を得ている水利権は4月26日から9月15日までです。

水の利用方法を誤れば水利権の取り消しにつながる恐れがあります。

必ずルールに則った水管理を行い、違法な水利用は絶対にしないでください！

赤川頭首工からの水利権許可取水量は以下のとおりです。

水路維持用水(非農業用水) (m ³ /s)			農業用水 (m ³ /s)		年間総取水量 (千m ³)
4/11~4/15	4/16~4/20	4/21~4/25	代掻期 4/26~5/10	普通期 5/11~9/15	
11.881	16.752	23.322	41.446	30.856	309,210

4/11~4/25の水路維持用水について

本地区の用水路底盤部や側壁部には、冷たくきれいな水を好む赤川地区特有の藻類が繁茂し、通水障害の要因となっています。またこれらがスクリーン地点に堆積すると、土砂やゴミ等も絡まり、通水障害が生じ、溢水の被害も懸念されるほか、ほ場に流入した場合は代掻き等の営農作業に支障を来す恐れがあります。

このため、毎年かんがい用水の取水前に藻類等の通水障害物を排除の上、水路機能を維持する作業が必要であり、通水により水路内の藻類等を安全かつ効果的に除去することが必要です。水路内の清掃のため取水許可を受けたものが水路維持用水です。

○かんがい期間中に水止めを実施する場合について

- (1) 地震（震度4以上）が発生し施設の点検が必要なとき
- (2) 大雨、洪水等の各警報が発令されたとき
- (3) 各ダムでの放流等により河川が増水したとき
- (4) 流木等が赤川頭首工取水口スクリーンに絡み取水が困難となったとき
- (5) 局地的集中豪雨（ゲリラ豪雨）が発生したとき
- (6) 事故等の緊急事態が発生したとき

※降雨時の取水停止の備えとして、ハウスにタンクを設置する等の策を講じてください



○土地改良施設の使用について

本区で管理する土地改良施設を使用する場合は土地改良施設他目的使用の申請が必要です

- (1) 土地改良施設（排水路等）に対し、雨水排水・合併浄化槽処理水を放流するとき
- (2) 土地改良施設（用排水路・揚水機場・農道等）を出入口等に使用するとき

○境界確認について

土地改良施設等との境界を確認したい場合は境界確認申請書の提出が必要です

賦課金はコンビニでも納入できます！

令和元年度よりコンビニエンスストア等での納入が可能となっております。移動手段が無い方、納付の時間が取れない方はご利用をご検討ください。（連絡を頂いた後、専用の払込取扱票を郵送させていただきます）



ホームページをご利用ください

各種申請書様式やお知らせ等を公開しております。どうぞご利用ください。



URL : <http://www.shonaiakagawa.jp>

事務所の所在地



〒997-0035 山形県鶴岡市馬場町7番35号